

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
（公印省略）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正について（通知）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第175号）が平成29年6月30日に公布され、平成30年4月1日から国及び地方公共団体に係る障害者雇用率が2.3%から2.6%（教育委員会にあっては2.2%から2.5%）に改正されることとなりました。なお、経過措置として、当分の間、国及び地方公共団体に係る障害者雇用率は2.5%（教育委員会にあっては2.4%）とされ、当該経過措置については、施行日から起算し3年を経過する日より前に、障害者の雇用の促進し、及び障害者の雇用の安定させ、廃止することとされています。

各地方公共団体におかれましては、かねてより障害者の採用等に積極的に取り組んでいただいているところですが、今般、厚生労働省職業安定局雇用開発部長から、地方公共団体における障害者雇用の促進について、別添のとおり依頼がありました。

つきましては、貴職におかれましても、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を踏まえ、障害者の雇用促進について適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先

女性活躍・人材活用推進室 小川、伊藤

電話 03-5253-5546（直通）



職雇発 0630 第 1 号

平成 29 年 6 月 30 日

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇用開発部長
(公印省略)

地方公共団体における障害者の雇用の促進について

地方公共団体における障害者の採用等については、従来より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、国及び地方公共団体は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、自ら率先垂範して障害者を採用し、同法に基づく障害者雇用率を達成・維持するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進し、ひとりでも多くの障害者を雇用することが求められております。

本日公布された障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第175号）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率等の算定基礎に加わること等を踏まえ、障害者雇用率の引き上げ等、所要の改正を行うものであり、平成30年4月1日から施行されます。

今般、都道府県知事に対して、別添のとおり本政令等の公布についてお知らせし、障害者の雇用促進に努めていただくよう要請するとともに、併せて市町村に対しても同様の周知・要請を行うよう、都道府県労働局に対し指示をしたところです。

つきましては、貴職におかれても、都道府県及び市町村に対して、障害者の雇用促進についての助言・啓発を行っていただき、地方公共団体における障害者の雇用促進に協力していただくよう、よろしくお願いいたします。

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令身体障害者補助犬法施行令の
一部を改正する政令等の公布について

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第175号。以下「改正政令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第68号）については、本日公布されたところです。

改正政令等は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の施行により、平成30年4月より精神障害者の雇用が義務化され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく障害者雇用率等の算定基礎に加わることを踏まえ、障害者雇用率の引き上げ等、所要の改正を行うものであり、平成30年4月1日から施行されます。

国及び地方公共団体は、障害者雇用促進法に基づき、自ら率先垂範して障害者を採用し、障害者雇用率を達成・維持するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進し、ひとりでも多くの障害者を雇用することが求められております。

改正政令の主たる内容は下記のとおりですので、趣旨を十分ご理解の上、障害者の雇用促進に努めていただくよう特段のご配慮をお願いするとともに、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対しても、ご協力及び周知の方、よろしく願います。

また、その施行に当たっては、都道府県労働局との連携にも特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 改正政令のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）改正関係（平成30年4月1日施行）

(1) 障害者雇用率等

① 障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては 2.6%に、都道府県等の教育

委員会にあつては 2.5%に、一般事業主にあつては 2.3%に、独立行政法人を含む一定の特殊法人（令別表第二に掲げる法人をいう。以下同じ。）にあつては 2.6%に改めるものとする。こと。（令第 2 条、第 9 条及び第 10 条の 2 第 2 項関係）

② 基準雇用率を、2.3%に改めるものとする。こと。（令第 18 条関係）

(2) 経過措置

① 障害者雇用率を、当分の間、国及び地方公共団体にあつては 2.5%に、都道府県等の教育委員会にあつては 2.4%に、一般事業主にあつては 2.2%に、一定の特殊法人にあつては 2.5%に、基準雇用率を 2.2%にすること。（改正政令附則第 2 項関係）

② ①の経過措置については、施行の日から起算して 3 年を経過する日より前に、障害者の雇用を促進し、及び障害者の雇用を安定させ、廃止するものとする。こと。（改正政令附則第 3 項関係）

2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「則」という。）改正関係（平成 30 年 4 月 1 日施行）

障害者の雇用状況の報告義務の対象となる事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が常時 50 人以上から 45.5 人以上（独立行政法人を含む一定の特殊法人にあつては 43.5 人以上から 40 人以上）である事業主に改めるものとする。こと。（則第 7 条関係）